

平成24年 第4回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成24年12月19日

閉 会 平成24年12月19日

仁 木 町 議 会

平成24年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日時 平成24年12月19日(水曜日)午前9時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 平成23年度各会計決算特別委員会審査報告書 |
| 日程第7 | 承認第1号 専決処分事項の承認について
平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号) |
| 日程第8 | 承認第2号 専決処分事項の承認について
平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号) |
| 日程第9 | 一般質問 障がい者の交通権・精神障がい者の旅客運賃割引について(上村智恵子議員)
仁木町で「小水力発電」を(大野雅義議員)
仁木町防災行政無線の整備計画について(山下敏二議員) |
| 日程第10 | 議案第1号 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第11 | 議案第2号 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第3号 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第4号 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第14 | 議案第5号 仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第6号 仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第7号 仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第8号 仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第9号 仁木町道路線の認定について(銀嶺1号線) |
| 日程第19 | 議案第10号 仁木町道路線の認定について(銀嶺2号線) |
| 日程第20 | 議案第11号 後志広域連合規約の変更するための協議について |
| 日程第21 | 発委第1号 仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定 |
| 日程第22 | 発委第2号 仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定 |
| 日程第23 | 意見案第22号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書 |
| 日程第24 | 意見案第23号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書 |
| 日程第25 | 意見案第24号 防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の制定を求める意見書 |
| 日程第26 | 意見案第25号 メタンハイドレートの実用化を求める意見書 |
| 日程第27 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第28 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

平成24年第4回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成24年12月19日 午前 9時30分

閉 会 平成24年12月19日 午後 2時49分

 議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（8名）

1 番 住 吉 英 子	2 番 嶋 田 茂	3 番 宮 本 幹 夫
4 番 大 野 雅 義	5 番 山 下 敏 二	7 番 上 村 智 恵 子
8 番 横 関 一 雄	9 番 水 田 正	

欠席議員（1名）

6 番 林 正 一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三 浦 敏 幸	教育委員会委員長	高 木 一
副 町 長	吉 本 潔	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	泉 谷 享
財 政 課 長	岩 佐 弘 樹	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川 北 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	渡 辺 司
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 井 秋 男)
ほ け ん 課 長	土 井 幸 夫	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	川 北 享		
建 設 課 長	林 典 克		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	浜 野 崇
議 事 係 係 長	本 多 弘 一

開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（水田 正）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。林議員より、欠席する旨の届け出がありました。定足数に達していますので、只今から、平成24年第4回仁木町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、7番・上村君、8番・横関君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（水田 正）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員会委員長（山下敏二）皆さん、おはようございます。議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る12月10日月曜日に、議会運営委員会を開催し、本日の開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まず、はじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、承認2件、議案11件、発委2件、意見書4件の合計20件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、3人から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6、報告については、委員長報告の後、質疑を一括して行い、議案ごとに討論・採決を行います。日程第7から第8の承認については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第9、一般質問については、通告順に従って、上村議員1件、大野議員1件、山下議員1件の順番であります。日程第10から第13の補正予算、日程第14から第15の条例制定、日程第16から第17の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第18から日程第19の道路認定については、2件を一括議題として、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第20の規約の変更については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第21の条例改正、日程第22の規則改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第23条から第26の意見書については、これも、いずれも即決審議でお願いをいたします。なお、提出者・賛成者については、お手元に配布のとおりであります。日程第27、委員会の閉会中の継続審査、日程第28、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出があります。

続いて、会期について申し上げます。平成24年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日、12月19日水曜日。会期は、開会が12月19日水曜日、閉会が12月20日木曜日の2日間といたします。

最後にその他事項として、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（水田 正）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、12月19日から12月20日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、12月19日から12月20日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（水田 正）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。監査委員から平成24年度第7回から第9回の例月出納検査報告書が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。

次に、9月24日開催の平成24年第3回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。10月31日から11月2日までの日程で、北後志町村議会議長会によります議長研修が行われ、三重県松阪市の議会改革による活性化について、研修を行ってまいりました。松阪市議会では、市民と市議会の関係や、市長と市議会の関係を明らかにするとともに、市議会が果たすべき役割と議員の責務を踏まえ、松阪市議会基本条例を制定し、議会の活性化を推進していました。議会基本条例は全8章で構成され、開かれた議会や市民との連携を目的とした、とてもわかりやすい内容でありました。全国的に議会改革が進む中、現在、改革について協議を行っている本町議会にとっても、大変参考となる研修でありました。

11月13日には、後志町村議会議長会によります、議長研修が行われ、福岡県川崎町で議会改革に関する取り組みについて研修を行い、県内でも積極的に議会改革に取り組んでいる川崎町議会の先進事例を学んでまいりました。

また、11月14日には、第56回町村議会議長全国大会並びに第37回豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールで開催され、出席をしてまいりました。大会では、横路衆議院議長、石破自由民主党幹事長など、来賓各位の出席を仰ぎ、「真の分権型社会の実現を目指して」の大会スローガンのもと、全国931町村議会の総意として、北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望をはじめ、全国各地区要望事項9項目を含む33項目、決議16項目並びに東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など特別決議4件、更に豪雪地帯の振興に係る要望事項8件、豪雪地帯対策の充実強化をはじめとする決議9件を満場一致で採択し、同日、全国町村議長会正副会長、理事による国への要望行動が行われたところであります。

次に、11月16日から27日までの延べ3日間にわたり、上村委員長のもと、平成23年度各会計決算特別委員会が開催され、オブザーバーとして出席いたしました。この後、上村委員長から審査報告が行われます

が、予算の効率的な執行と、行政効果の評価並びに今後の改善点や反省事項の把握など、来年度予算審議における議会活動に大いに生かされる審査であったと考えているところであります。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告いたします。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が10月25日に開催され、私と横関副議長が出席しております。また、北後志消防組合議会の臨時会が11月6日に開催され、私が出席しております。後志広域連合議会は、11月27日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります、横関副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における決議内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

なお、議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は、後程ご高覧願います。

本日の定例会には、10月の人事異動により、泉谷教育次長が新しく説明員として出席されております。泉谷次長には、少しでも早く所掌事務、業務を通曉されることをご期待申し上げます。

平成24年も残すところ10日余りとなりました。日増しに寒さが厳しくなり、これからが冬本番となります。議員各位をはじめ関係各位には、体調管理を十分に行い、ご健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えられますことを念じ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（水田 正）日程第5『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。平成24年第4回仁木町議会定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆さんにおかれましては、年末を迎え公私共に何かとご多用の中、また、第46回衆議院議員選挙後の慌ただしい状況の中、水田議長、横関副議長をはじめ、議員の皆さんのご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、天野農業委員長、中西代表監査委員、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長にも、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。この度の衆議院議員選挙の結果につきましては、既にご承知のとおりではありますが、やはり争点となりました日本経済の活性化とデフレ対策、TPP問題をはじめ、原子力発電所の取り扱い方など、私たちの身近な課題がテーマであったと感じております。民意の結果が顕著に出ましたので、今後政権を託された政党においては、選挙で訴えてこられた公約の達成と、国並びに地方の更なる発展のため、大いに活躍されますよう切に願う次第であります。

さて、本定例会には、先程山下議会運営委員長からご報告がございましたとおり、承認第1号、第2号として平成24年度一般会計の補正予算、専決第2号、第3号をはじめ、議案として平成24年度各会計補正予算案で一般会計、国保、簡水、後期高齢者特別会計の計4件、仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例制定ほか、条例の一部を改正する議案で計4件、仁木町道路線の認定議案計2件、後志広域連合規約の一部を変更するための協議議案1件、合計で13件を提出いたしております。格別のご審議を賜り、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。第4回定例会の開会にあたってのご挨拶といたします。

それでは、行政報告を行います。1ページでございます。はじめに、平成23年度決算の財務諸表について申し上げます。昨年度から作成及び公表が義務付けられております財務諸表につきまして、作成及び分

析結果がまとまりましたので、ご報告いたします。財務諸表のうち貸借対照表、これは次ページでございますが、貸借対照表では、これまでに183億2194万円の資産を形成し、そのうち、過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が117億4348万円、これは64%でございます。将来の世代が負担していくことになる負債が65億7846万円、36%であることを示しております。なお、これらを住民1人あたり、平成23年度末現在人口3722人に換算すると、資産が492万円、負債が177万円で純資産が315万円となります。資産の中で大きな割合を占めるのが、庁舎・町営住宅などの事業用資産で47%、道路などのインフラ資産が資産全体の44%となっております。金融資産9%の中では、基金積立金が主なものとなっております。一方、負債の中では、町債が総負債の84%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類を別途お手元に配布しておりますので、後程ご高覧を願います。なお、来年1月までに町のホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。下記につきましては、貸借対照表等を載せておりますので、後程ご高覧賜りたいと思います。

次に、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が11月21日、東京・渋谷のNHKホールにおいて、全国931の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の野田佳彦内閣総理大臣、平田健二参議院議長など、約1500名が出席して開催されました。はじめに、藤原忠彦会長、長野県川上村長でございますが、この方が挨拶に立ち、開会前に衆議院が解散したことを受け、地域社会や国民生活における様々な不安要因を取り除き、安心できる国民生活を守るための政治が期待されているとした上で、「地域の発展のための重要課題が山積しており、私たち町村長は、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進しなければならない。誇りある、それぞれの地域づくりのために、今後とも町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に、積極果敢に取り組んでいく」と力強い決意表明がありました。このあと、来賓挨拶に移り、野田内閣総理大臣から「地域主権改革をこれからも着実に進めていくのが今問われている。国と地方が対等なパートナーとして、これからも重要な施策と一緒に相談しながら進めさせていただきたいので、ご理解をお願いしたい」と挨拶をいただきました。引き続き、平田参議院議長からも挨拶をいただいた後、町村長への応援メッセージとして、フリーアナウンサーの青山佳代氏が登壇し、「地方から都会へ出てきた人が、故郷の重要性に気づかないまま暮らしているの、まち・むらの大切さを伝えていきたい。この日本の大切な原点である宝を、町村の皆さんたちがしっかりと住んで、都会に住む人とも手を取り合って守っていき、後世の子どもたちに元気で輝く町村を残していけるよう頑張りましょう」と激励の言葉をいただきました。議事に入りまして、大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題の解決に向け、一、東日本大震災からの早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。一、真の地方分権改革を強力に推進すること。一、地方交付税を復元・増額するとともに、財源調整・財源保障の両機能を堅持すること。一、自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は、町村の代替財源の確保を前提とすること。一、食料・木材自給率の向上により、農山漁村の再生・活性化を図ること。一、地域経済・社会の崩壊を招くTPPには参加しないこと。一、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化を図ること。一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。の8項目による決議案と道州制の導入に反対する特別決議、更には平成24年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた町村自治の確立、地方税財政、医療・保健、少子化対策及び農林水産業に関する5項目の重点意見並びに東日

本大震災からの復興と全国的な防災・減災対策をはじめとする35項目の大会意見を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、平成24年度北海道原子力防災訓練について申し上げます。昨年3月に発生した東日本大震災における福島第一原発事故を受けて、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の見直しをはじめとした国の原子力災害対策指針などを踏まえ、原子力発電所から半径30kmまでの範囲を緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）に拡大したことにより、広域的な住民避難や住民広報など実践的な訓練を行う目的で、10月24日に行われた平成24年度北海道原子力防災訓練に仁木町として初めて参加いたしました。訓練実施にあたっては、今回住民避難訓練の対象とした銀山地区住民と銀山学園、陽だまり、銀山小学校、銀山中学校など多数の関係機関にご協力をいただき、避難所となった赤井川村・キロロリゾートにはバスやヘリコプター、自衛隊特殊車両で74名が向かい、地域の集合場所や屋内退避に参加した住民をはじめ、町職員及び消防職員ら関係者を加え、約500人が参加いたしました。訓練の想定としましては、後志管内内陸部で地震が発生し、泊発電所1号機から3号機までのすべてが冷却機能を喪失、原子力災害対策特別措置法第15条事象により、国において原子力緊急事態宣言が発出され、泊発電所近隣の5km圏内の住民から避難を開始し、その後のモニタリング測定を受け、避難地域を順次拡大していくというものでありました。訓練内容は、災害対策本部等設置・運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、広報訓練、避難等訓練、緊急被ばく医療活動訓練、住民生活保全訓練などでありました。今後におきましては、訓練の結果から課題等を把握・検証した上で、仁木町の原子力防災計画を策定し、万が一の災害に備え、国・北海道や関係自治体と連携してまいります。

次に、北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会について申し上げます。北海道地域防災計画における原子力防災計画編の修正や緊急事態応急対策等拠点施設、これはオフサイトセンターの見直しについて審議するため、私は、10月19日に開催された平成24年度第3回北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会に、前回に引き続き、オブザーバーとして出席いたしました。原子力防災計画編の修正につきましては、避難の長期化を想定し、旅館又はホテル等を避難場所として活用することや、避難の手段として自家用車を利用することなどを議論いたしました。その中で、仁木町は札幌市大通にある旅館やホテルが避難場所となる案が示されております。また、オフサイトセンターの見直しにつきましては、立地候補地につきまして、立地地点、参集経路、地域特性、住民感情を要件とし、年内に立地場所を決定していくということでありました。その後、10月31日に北海道から緊急時防護措置準備区域（UPZ）対象である後志管内の13町村に対して、オフサイトセンター候補地提供の依頼文書があり、11月12日付けで仁木町内の4か所、仁木商業高校跡地、旧西町試験地、旧野球場跡地、大江小学校公共施設用地を候補地として提出したところ、仁木を含む共和、岩内、倶知安、余市及び黒松内の6町から15か所の候補地が提出されたところでありました。これを受け、11月27日と11月29日に、北海道原子力防災会議原子力防災対策部会の有識者専門委員及び国・道の関係者が黒松内を除く5町13候補地を視察し、12月13日に開催された同会議原子力防災対策部会有識者専門委員会において、第1候補地として共和町の町立美術館南側高台、第2候補地として倶知安町の旧八幡小学校跡地とする方向で意見が概ねまとまり、これを受けて道として年内に最終決定するとの報告を受けております。

次に、北海道新幹線札幌延伸及び並行在来線対策について申し上げます。北海道新幹線札幌延伸につきましては、本年6月29日に、新函館、これは仮称であります、札幌間の工事実施計画が認可され、9月7

日に開催された北海道新幹線の札幌延伸に係る並行在来線対策協議会の中で、今後、後志、渡島の両ブロックごとに対策会議を設置していくこととなったことから、10月30日に倶知安町で開催された第1回北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議に私が出席いたしました。この会議は、経営分離の対象となっている函館線（函館・小樽間）の地域住民の足をどう確保していくのかの調査・研究を進め、具体的な地域交通の確保方策を見出していくことが目的で、第1回会議では、函館線の旅客流動調査、将来需要予測調査の結果、将来人口の推移、先行県における並行在来線の状況などについて、意見交換をしたところであり、今後におきましても、地域交通のあり方や確保方策について、しっかりと取り組みを進めてまいります。また、11月28日には、仁木町民センターで北海道新幹線町民説明会を開催し、住民20名の参加のもと、工事を実施する建設・運輸施設整備支援機構から事業概要の説明を受けております。

続きまして、社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。平成24年8月24日、北海道社会事業協会余市病院から救急医療に対する財政支援の要請が、平成22年度から3年連続で提出されました。現在の医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の偏在、都市集中型が未だ改善されておらず、同病院においても診療科の休止や縮小を余儀なくされております。このような状況の中、常勤医師が少ないため、応援医師の報酬や看護師・放射線技師・臨床検査技師の緊急呼び出し、更に事務の受付などスタッフの人件費及び材料費等で時間外救急の維持には多額の経費が必要となっており、看護師を確保するために、奨学金制度を設けて養成を行い、年間2220万円の投資がされております。平成23年度決算は、病院の経営努力と返済猶予法による借入金返済の5年間先延ばし、病院の老朽化に伴う改修工事の繰り延べ、医療機器の更新見送りなどによりまして、7200万円ほどの黒字経営となっておりますが、救急医療部門については、2500万円ほどの赤字額が計上されており、健全な救急医療体制確保のため、赤字相当分の2500万円の助成を昨年に引き続き要望があったものであります。9月10日には、副町村長の打ち合わせ会が開催され、今までと同様に社会福祉事業協会余市病院に対し助成すること、各町村の負担割合は、患者数による実績割合とすることの方針が決定されました。この方針を踏まえ、10月11日に開催された北後志地域保健医療対策協議会定期総会では、北後志5町村で財政支援をすることを決定し、仁木町の負担額は265万1000円と算出されたものであります。つきましては、本定例議会におきまして補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、道道余市赤井川線降格路線の本町への移管に関する件について申し上げます。道道余市赤井川線降格路線につきましては、本年9月開催の第3回定例会におきまして、町道路線認定、冷水峠線のご可決をいただきまして、9月25日付けで町道路線認定の告示を行っております。また、降格路線の移管時期が確定次第、区域決定及び供用開始に関する告示を行い、町道として維持管理を行うこととしておりましたが、10月に入り北海道から降格路線に一部未処理用地があり、現在、地権者と話し合いをしているため、移管時期については、早くても12月下旬になるとの報告を受けました。このため、北海道に対し、12月以降に降格路線を移管されても、除雪シーズンの途中となることから、北海道において除雪を行うよう申し出を行ったところ、来年3月末までは北海道において除雪を行う旨の回答を受けたところであります。なお、町道冷水峠線の平成24年度シーズン分の除雪費を本年9月開催の第3回定例会におきまして、補正予算のご可決をいただいておりますが、北海道で除雪を行うため、予算の執行が不要となることから、平成25年3月開催の第1回定例会において、予算減額を行う予定であります。今後も引き続き、路線の取り扱い等につきましては、北海道及び余市町並びに赤井川村と連携を密にして、協議を行ってまいります。

以上であります。別途お手元には、平成24年度事業発注状況表、これは契約金額が100万円以上の事業を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、行政報告を終わりたいと思います。

○議長（水田 正）三浦町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）皆さん、おはようございます。早速であります。平成24年第4回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、防犯ブザー等の寄贈について申し上げます。この度、余市地方法人会仁木地区会 嘉屋達雄会長より、社会貢献活動の一環として、町内小学生に防犯ブザー等の寄贈がありました。毎年、11月11日から17日までの税を考える週間に合わせ、小学1年生には防犯ブザー、小学6年生には租税の重要性を理解してもらうための租税教育用小冊子と文房具セットの寄贈を受けておりますが、今年は東京スカイツリーの開業を記念して、小学4年生と5年生に東京スカイツリー誕生記念下敷きがプレゼントされました。余市地方法人会仁木地区会からは、来年度以降も寄贈いただけるとのお話を伺っており、保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会としては、心温まる善意に感謝しております。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。昨年度から指定管理者となりました株式会社北海道名販代表取締役 元田英樹氏が管理運営を行っております仁木町民スキー場は、12月23日に初級コースと中級コースで今シーズンのオープンを予定しております。なお、上級コースにつきましては、積雪状況を確認しながら開放する予定にあります。町民の冬季間のスポーツ振興、普及、体力向上を図るため、指定管理者とともに、安全確保を第一に、法に基づき事故のない安全なスキー場の運営に努めてまいります。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（水田 正）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号 平成23年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（水田 正）日程第6、報告第1号『平成23年度各会計決算特別委員会審査報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○決算特別委員長（上村智恵子）平成23年度の各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。報告第1号『委員会審査報告書』。平成24年12月19日、平成23年度各会計決算特別委員会委員長 上村智恵子。記といたしまして、平成24年9月24日付託。付託事件につきましては、平成24年第3回仁木町議会定例会で付託となりました、議案第1号から議案第4号までの平成23年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2ページをお開き願います。12月6日付け水田議長あての委員会報告書でございます。審査の結果、平成23年度一般会計及び3特別会計はすべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページ、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は、先に説明したとおり、平成23年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出決算認定の審査でございます。委員会の開催年月日は、平成24年9月24日、11月16日、26日、27日の4日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務

局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、平成24年第3回定例会において、議長及び議員選出監査委員を除く議員7名により構成する平成23年度各会計決算特別委員会が設置され、平成23年度余市郡仁木町一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査にあたりましては、4ページに記載の「決算審査の意義と考え方」、「決算審査の視点」を全委員が共通認識のもと、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長はじめ副町長、教育長ほか各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、墓地の維持管理、イベントの補助金の効果、ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場の維持管理、町営住宅におけるガス警報器更新の取り扱い、町内小中学校の学力・運動能力向上に向けた取り組み、町有遊休地及び町有林の管理状況などの質疑・確認がりましたが、討論はありませんでした。特別会計では、質疑・討論ともにありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、平成23年度の一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により、認定すべきものと決定しました。以上、平成23年度各会計決算特別委員会審査報告といたします。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、付託議案第1号から第4号までの4会計を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

これより、付託議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、付託議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

次に、付託議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

続いて、付託議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

続いて、付託議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長の報告のとおり「認定」することに決定しました。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

○議長（水田 正）日程第7、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）でございます。専決処分書、平成24年度余市郡仁木町一般会計補

正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成24年11月4日、仁木町長 三浦敏幸。

次のページでございます。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算、専決の第2号でございます。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1000円を追加いたしまして、予算の総額を33億7474万円としたものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正で表しているというものでございます。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。20款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額に補正額1000円を追加し、補正後の歳入合計額を33億7474万円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、総務費から13款、諸支出金まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1000円を追加し、補正後の歳出合計額を33億7474万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、その他財源1000円の増でございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。20款、諸収入、5項、4目、雑入におきまして、臨時職員の社会保険料本人負担分1000円を追加するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして、職員の長期入院に伴う臨時職員の雇用に係る賃金等24万1000円の追加でございます。

次に8ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費、3目、母子福祉費につきましては、20節、扶助費、ひとり親家庭等医療費給付費の11月支払分及び今後の見込額235万円を含め、合わせて236万1000円を追加してございます。

最後に9ページ、13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費につきましては、財源調整のため積立金を260万1000円減額するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。横関君。

○8番（横関一雄）この8ページの民生費ですけれども、ひとり親家庭のですね、支払手数料1万1000円、それとですね、扶助費のひとり親家庭の医療給付費235万円。まず手数料、これ何人で1万1000円で、その下の扶助費、何人で235万円になるのか、その辺ちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）12月以降ですね、4月からの見込みを行いまして、最大値が41件だったわけで、月41件だったわけなんです。その41件をですね、12月から3月まで含めましてですね、全体で1件79.7円×41件ということで、ひと月3267円かかるわけです。それを12月から3月までいきますと1万5379円かかります。24年度の4月から11月までの実績でいきますと、2万1116円既に支出しておりまして、合計いたしますと3万6495円となります。既定の現行予算がですね、2万6000円ですので、その差額1万495円、予算にいたしますと1万1000円補正が必要だというものでございます。扶助費の方でございますけども、12月以降の、11月の確定額がですね、62万3579円ということで、もうこの段階で予算はなくなったわけでごさいますして、この状態が仮に続くとなるとですね、全額62万3579円をずっと3月まで補正しないとならぬわけでごさいますけども、その方が、金額の大きい方が1名いらっしゃいまして、その方が札幌の方に転院されまして、そこからちょっと情報を得たところによると、何も事件がなければひと月25万7709円、これが毎月かかるということでございます。それプラス、この方以外の入院の方もおりまして、その方を8万5000円と見ました。入院以外がですね、通常6万7000円程度とかかるということで、11月以降の予測といたしましては、234万9826円かかるわけです。10月までの支出が114万7844円ということで、合計いたしまして349万7670円必要だと見込んだところでございます。その差額の235万円、これを補正させていただきたいというところでごさいます。以上です。

○議長（水田 正）他にございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について

平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（水田 正）日程第8、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第2号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成24年度余市郡

仁木町一般会計補正予算、専決の第3号でございます。専決処分書、平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成24年11月19日、仁木町長 三浦敏幸。

次のページでございますが、平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算、専決の第3号でございます。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ398万9000円を追加いたしまして、予算の総額を33億7872万9000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正で表しているというものでございます。平成24年11月19日専決、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第2号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、道支出金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額398万9000円を追加し、補正後の歳入合計額を33億7872万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、総務費と13款、諸支出金をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計398万9000円を追加し、補正後の歳出合計額を33億7872万9000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金が398万9000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、道支出金、3項、道委託金、1目、総務費委託金におきまして、衆議院議員選挙費委託金398万9000円を追加するものでございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして、先程の専決第2号で補正した臨時職員賃金の一部19万9000円を減額するものでございます。これは、11月16日に衆議院が解散したことに伴い、その臨時職員に一部選挙事務の補助も行ってもらうこととなり、その賃金は先程の歳入、選挙費委託金の対象となることから選挙費に予算を移行させたことによるものでございます。次に、4項、選挙費、目を新設いたしまして、3目、衆議院議員選挙費573万7000円の追加でございます。12月16日投開票の衆議院議員選挙に係る1節、報酬79万9000円から、8ページの3節、職員手当等278万9000円、7節、賃金、8節、報償費、9ページの9節、旅費、11節、需用費、12節、役務費、更に10ページの13節、委託料、14節、使用料及び賃借料、18節、備品購入費10万5000円まで、それぞれ必要な経費を追加したものでございます。

続きまして、11ページ、13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費につきましては、財源調整のため積立金を154万9000円減額するものでございます。

13ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時45分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第10 一般質問

○議長（水田 正）日程第9『一般質問』を行います。3名の方から、3件の質問があります。

最初に『障がい者の交通権・精神障がい者の旅客運賃割引について』以上、1件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）本町の障がい者計画及び第3期仁木町障がい者福祉計画（平成24年度～平成26年度）が11月に配布されました。この障がい者福祉計画の中で、計画の促進に向けてということで、精神障がい者の退院の促進という事項がありますが、具体的にどのような内容で推進していくのでしょうか。

次に、現在、身体障害者手帳及び療育手帳を持っている方は、JRの旅客運賃割引のほか、その他の交通機関、私鉄・バス・タクシー・フェリーなど、旅客運賃割引が受けられる制度として運用されています。しかし、平成18年4月の障害者自立支援法施行により、身体・知的・精神の3つの障がいを一元したにも関わらず、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、未だに割引の対象になっておりません。今年の7月31日に国土交通省の一般乗合旅客自動車運送事業標準約款が一部改定され、割引制度の対象にこの手帳を持っている方も適用になると聞きましたが、町内を走る交通機関にも適用されるのでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『障がい者の交通権・精神障がい者の旅客運賃割引について』の質問にお

答えをいたします。1点目の「第3期仁木町障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）の中で、精神障がい者の退院の促進という事項がありますが、具体的にどのような内容で推進していくのでしょうか」についてであります。同計画において、受入条件が整えば、退院可能な精神障がいのある方に対し、退院のための訓練など、必要な支援を行うことにより、地域生活への移行を促進するとしております。この目的といたしましては、精神科病院に入院している方のうち、積極的な医学的治療を必要としない退院が可能な方に対し、社会生活を送るための日常生活訓練を行うことで、精神障がいのある方の社会的自立を促進することにあります。現在、地域で生活するために必要な条件整備、相談体制ですとか、住環境、就労等について、北後志4か町村において障がい者の相談支援業務を委託しておりますしりべし圏域総合支援センターと検討を重ねているところであります。本町において実施した退院促進のケースはありませんが、同センターとの連携を図り、精神障がい者の支援に努めてまいります。2点目の「精神障害者福祉手帳を持っている方は、運賃割引制度の適用になると聞きましたが、町内を走る交通機関にも適用されるものなのでしょうか」についてであります。今年7月31日に公布されました国土交通省の一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部改正では、身体障がい者及び知的障がい者について規定していた障がい者割引を、平成18年に精神障害者保健福祉手帳の様式が改正され、写真添付が義務付けられたことにより、本人確認が容易となったこと、また、近年精神障がい者割引が適用される運行が着実に増加していることなどを踏まえ、身体障がい者及び知的障がい者に関する規定と同様に、精神障がい者割引についての規定が加えられたところであります。現在、町内を運行しているバス事業者は、北海道中央バス株式会社とニセコバス株式会社の2社で、両社とも独自の運送約款を作成しておりますが、北海道中央バス株式会社は、精神障がい者割引の規定を設けておりません。また、ニセコバス株式会社は、規定を設けてはいるものの、通常の路線バスには適用していないとのこととあります。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）地域で生活するために必要な条件整備が整えば、やはり社会的自立を促進していかなければならないと思います。仁木町における精神疾患患者は治療のため、町外どのあたりまで治療や通院をしているのでしょうか。道内での精神障害者保健福祉手帳所持者がバス運賃割引で利用できるバス事業者は、平成22年4月1日現在で、19のバス事業者が実施、民間のバス事業者では協会加盟40社のうち13社が、精神障がい者に対し、独自に割引を行っているところもあります。しかし、この割引制度の実施は義務化するものではないため、最大手の中央バスなど28事業が未実施です。標準運送約款は、事業者が利用者と結ぶ契約の見本と言えるもので、国が示した意義は重いものです。現在、中央バスでは障害者に対し、どのような制度は行っているのでしょうか。運賃割引を自治体や事業者の判断に任せたままでは、地域間格差が出るし、国の責任で行うべきだと思いますが、町として中央バスやニセコバスに要望することはできないのでしょうか。また、仁木町として新たな標準運送約款をどのように受けとめていますか。この所見をお伺いいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）おっしゃるとおり障がいを持たれている方ですね、社会的な自立というのは、これは重要な施策の一つでもあると思っております。どこまで通院しているかということについては、担当課長の方で押さえていけばですね、この後お話ししたいと思っておりますけども、上村議員ご承知のとおりですね、具体的な割引率とかですね、こういった取り組みについては、北海道から来た文書によりまして、

事業者の判断となるというふうに書かれております。ですから、国のこの法律の改正に伴って絶対これをやりなさいということでのですね、改正ではないというふうに私も理解をしているところでありまして、これらについては、今おっしゃったように中央バスでどのような制度運用を図っているかということは調べておりません。会社の方に上村議員はもしかしたら聞いているかもわかりませんが、私どもは調べておりません。しかしながら、今回、町で要請する考えがあるかどうかということについてはですね、私としても、今回このような質問の中で、改めてこの制度を再認識したわけでありまして、そういう要請等についてはですね、今後行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）通院している病院ですけれども、多くの方は余市町、あるいは小樽市に8か所ありますので、そちらとどちらかに通っているというところでございます。あと、中央バスのホームページを見た限りでありますけれども、福祉割引につきましては、身体障がい者、知的障がい者、それとご存知のとおり児童福祉法で規定する諸施設の入居者となっております、いずれも5割引というふうにホームページには載っております。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）障がい者にとってバス運賃は、都会と違い重い負担となります。小樽まで行くとすると、やはり銀山方面の方、かなりの負担になるんじゃないかと思えます。病院だけじゃなくて、前にも質問いたしました、月1回のあゆむ倶楽部をとっても、仲間の方が心配するほど、バスのことが、バス代のことが気になって、何とかならないだろうかという要望も来ております。一般乗合旅客自動車運送事業標準約款の一部改正につきましては、国土交通省から各都道府県の陸運局への通知がなされており、陸運局から各地域のバス事業者に対し、特段の事業がない限り、改正後の約款の規定を運用するよう指導することになっており、北海道としても、身体、知的障がいのある方と同様の運賃割引が実施されるよう、社会法人北海道バス協会を通じて各乗合バス事業者に対して、要望書を提出しているところだそうです。町長もそういうふうに、この中央バスの方に今度こういう質問があったということで、要望していただくと大変助かります。それまでの間、町独自に調整するということはできないでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）いろんな障がいを持たれている方についてはですね、国あるいは道、そういったところで手厚い、制度上では運用されているというふうに理解をしているところでありますが、只今言いました町で要請する考えがあるかどうかについてはですね、先程言いましたように、こういうことで町としても一歩踏み出して要請することは考えていかなければならないと思っておりますが、それまでの間助成を出してほしいということについてはですね、私は今のところ、それまでのことは考えておりません。また、上村議員は政党を背負っておりますので、政党としてそれなりの要望活動はしていると思うんですけども、その辺については、逆質問にはならないと思っておりますので、党としてどうやって動いているのか、私にちょっと教えていただけないものでしょうか。

○議長（水田 正）上村君、今度4回目ですけども、今、町長の方から発言がありましたので許します。

○7番（上村智恵子）私たちは各町村で、こういう精神障がい者の自立、バス代について、各町村でやっておりますし、また、国会の方でも、この精神障がい者についてのバス代については、紙 智子参議院議員も質問したりして、双方にこの制度を充実させていくように頑張っていきたいというふうに考えており

ますので、町と合せて自立支援を促進していく上で、お互いに協力しながらやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（水田 正）次に、『仁木町で小水力発電を』以上、1件について、大野議員の発言を許します。大野君。

○4番（大野雅義）本町の農村公園フルーツパークにきは、指定管理者が管理を行い年間約3000万円の指定管理料を支出しております。施設の維持管理費は、町にとって大きな負担となっておりますが、フルーツパークにきにはたくさんの観光客が来場し、特にパーク内のレストランはオーナーの努力もありましたことから、春から大勢のお客さんが来場し、大変盛況だったと伺っております。フルーツパークにきは、観光の町仁木のシンボルであり、今後も多くの観光客を仁木町へと導く大切な施設だと考えております。しかし、年間約3000万円もの費用は、町の財政にとって大きな負担であることは明らかでございます。今年6月に実施した総務経済常任委員会の研修視察で、山梨県都留市が実施していた小水力発電事業は、市内の河川を利用し、発電した電力を市庁舎で使用することで、電気料の節減を行っているという内容でございました。フルーツパークにきの近くには中の川や冷水川があり、その川には大きな落差工も数か所ございます。このような河川に小水力発電施設を設け、フルーツパークにきの電力を賄うことで、経費の節減が図れると考えられます。現在、原子力発電に替わる新たなエネルギーとして地域に根差した自然エネルギーの活用が求められております。仁木町でも小水力発電を導入し、フルーツパークにきに活用してはどうかと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『仁木町で小水力発電を』についての質問にお答えをいたします。小水力発電は、一般的には小中河川、用水路などの水流を利用して発電を行う発電施設であり、利点は、ダムや大規模な水量を必要とせず、少ない水量で比較的簡単な工事で発電できること、また、太陽光発電や風力発電と比較して天候等による変動が少ないことであります。一方で、欠点としては、河川などへ落ち葉やごみ等が流れてくるので、その撤去等の維持管理が必要であるとされております。ご教示のフルーツパークにきの近くを流れる北海道が管理している二級河川中の川は、東町緑ヶ丘で仁木町の普通河川冷水川が合流し、全域で落差工が5か所、うち2か所がフルーツパークにきの上流側にあります。北海道に照会したところ、河川本流内に小水力発電の装置を設置することは、河川の断面を阻害するおそれがあると思われるので、水使用の許可は難しいとのことでありましたが、河川の水利用に際し、本流の外に小水力発電の装置を設置する場合は、河川の断面を阻害することはないので、水利使用の許可が受けやすいのではないかとのことでありました。小水力発電は従来、導入コストに見合う利益が出にくいという課題がありましたが、本年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まり、水力で発電した電力の買取価格は、従来の民間取引相場で1kw/hあたり約10円から、2ないし3倍に上昇し、参入を希望する事業者が増えたことにより、国内においては国土交通省に対し、河川法の関係政令を改正し、より参入しやすい環境の整備を求めるとの声が高まっていると伺っております。小水力発電につきましては、現時点では、仁木町においては導入が難しいと判断しておりますが、今後設置に対する財政措置が講じられないかなども含めて、より良い電力エネルギーについて、調査研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）今の、現在のところは難しいということでございますけれども、色々考えていかなければ

ればならぬことではないかというふうに思います。ご存知のとおりフルーツパークにきは、指定の避難場所でもございます。万が一、先日の登別の方の被害もあって、停電が3日、4日と続いたという中で、そのフルーツパークにやっぱり仁木の町民が避難するときには、やはり万が一のことも考えながら、電力を補っていくような施設も重ねて設置していく必要が今後出てくると思いますので、そういうことも考えながら、ひとつ計画しておいてほしいなというふうに思います。この水の設置する、そういう発電を設置するには、やっぱり経費がかかります。それで経費については何とか、先程質問の中でも言いました都留市の方では、いろんな方法で補助金又は町民にも協力を願って資金を徴収できるような方法を考えております。幸いに今回衆議院の選挙がございまして、この北後志の、この地区に国会議員さんが誕生したということもありますので、ぜひそういう人方も協力願って、何とか資金の方についても、財政措置をしていただけるようなことも考えることも必要になってくるのではないかとこのように思います。この小水力発電につきましては、最近、特にテレビあたりでもいろんな地区で、全国いろんな方法をやられているという中でありますので、ぜひ仁木町にも、前向きにひとつ考えてほしいなというふうに思います。仁木町はご存知のように余市川が流れております。余市から赤井川の方まで長い間又はその余市川を含めると、その支川がたくさんございます。そういうところで、色々なそういう条件のあるところがあると思いますので、それも含めてひとつ考えてほしいというふうに思っております。この小水力発電については、河川を利用するのと、または、こういうこともありました。水道ですね、水道の送水、一般家庭に送る送水の動力を使って、そこに発電の器具を付けて、それが要するに毎日送る水に付いて、そこで発電してそれを、電力を利用するというようなこともやられているというようにテレビでも放送していました。それでいろんな考え方があると思いますので、そういうことも含めて、今、自然エネルギーの活用を各地区でどうしたら使えるかということも考えておりますので、ぜひ仁木町にも、ひとつそういうことも考えてほしいなと思いますので、このことについてもひとつお答え願います。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）私は、今回、大野議員の一般質問を見てですね、すばらしい発想で、そして町の経費の削減も含めまして、いろんな前向きな質問をさせていただいて、本当にありがたいなというふうに実は思っております。おっしゃるとおりですね、やはり指定避難場所になっているフルーツパークにつきましては、やはり有事の際の発電、こういったものを設置しなければならないというふうに私自身も思っております。また、大野議員おっしゃっているように、山梨県都留市の関係についてはですね、住民参加型市場公募債を利用いたしまして、皆さんの、町民の皆さんからも、この債券を買っていただいて整備をした、そのことによって「つるのおんがえし債」というようなことの復命書も読ませていただきまして、やはり設備をするためには多額の経費が要するわけではありますが、皆さん心をひとつにして取り組んだ結果が、今、庁舎内の電気をきちんと発電装置が、水力発電ができてですね、やっているんだなということで、これについても刺激を受けたところであります。私は決してやらないということではなくてですね、やる方向で物事を考えていきたいと思っております。それで、実は今年の4月にですね、町民の方から得志内川と、それからの普通河川中の川を使って北海道電力の設置による水力発電所ができないかということで、その要望をいただきまして、私も早速、担当に指示して、担当の方で北海道電力の余市営業所に行ってですね、その実態を調べて、要望も含めてですね、小水力発電についてどういうものかということも勉強させていただいたわけではありますが、北海道電力ではですね、やはり水力発電とは言いながら、やはり水が、

温度が若干上がることによって下流域、こちらで言えば余市川ですが、余市川の方に行ったことによって、その温水が行ったことによって、例えば、漁獲高が減ったということのですね、そういう支障があってはならないので、そういう下流域の方たちの了承も得ながら進めなければならないというお話でありました。ただ、中の川と得志内川の水だけでは、通年きちんとした安定的な小水力発電ができないから、これについては、難しいという返事をいただいております。そういうことで、私も小水力発電については、先達でも大野議員おっしゃっていたようにテレビで、いわゆる水道の送水、そういったものも利用してですね、発電することによって、電気代が相当うくと、また、そのことによって自然エネルギーの有効活用が図れるというテレビもありまして、感心して見ていたところでもあります。用水路を利用しているケースもあるようでもありますけども、とにかくこの後まだ実際に現地に行ってくださいね、そして雪の、今は雪がある状況ですし、それから通年として本当に間違いなく水が来るかどうかも含めてですね、調査研究を進めていきたいと、そういう思いでおりますので、また、今後色々なアイデア等がございましたら、ご指導いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）色々ありますけども、以上で終わります。

○議長（水田 正）続いて、『仁木町防災行政無線の整備計画について』以上、1件について、山下議員の発言を許します。山下君。

○5番（山下敏二）『仁木町の防災行政無線の整備計画』について、お聞きをします。昨年3月11日発生の東日本大震災は、巨大津波と原子力災害による死者・行方不明者1万8000人以上、避難・転居者34万3000人以上という多くの被災者と被害をもたらしました。そのような中で、岩手県陸前高田市では、防災行政無線による「大津波です、高台に逃げてください」との連呼によって避難し、津波を逃れ、命が助かったという方がたくさんおられます。また、他の被災市町村においても、防災行政無線の放送によって助かった多くの方々がおられます。防災行政無線のありがたさ、大切さを実感したところでもあります。本町においては、近年、異常豪雨によって低地が浸水を受け、町道が通行止めになるという事態が発生しております。ちなみに、仁木町は泊原子力発電所から直線で12km、仁木町のこの庁舎で25kmの位置にあります。また、海拔ではですね、仁木町の庁舎で8m40cm、北町12丁目の低地ではわずか1m80cm、同付近の国道5号線の海拔は3m70cmといずれも低地にあります。本年8月30日には、仁木町初の洪水被害を想定した避難訓練が北町の低地地区を対象として実施されたところであり、また、10月24日には、原子力災害に伴う避難訓練を銀山方面を対象に行われたところではありますが、訓練参加者からは、室内では、いわゆる家の中には、広報車そして消防無線による避難準備、避難指示の広報無線が聞き取りづらかったという声がありました。町が避難指示等を住民に的確に知らせるためには、各家庭にも設置をする防災行政無線が一番有効であります。本町の過疎地域自立促進計画では、平成25年度に調査設計、平成26年度に工事実施とありますけれども、住民の安全・安心の確保のためには、早急な防災行政無線の整備が必要です。改めて、この整備計画について町長の考えをお聞きします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『仁木町防災行政無線の整備計画について』の質問にお答えをいたします。「防災行政無線の整備計画について、町長のお考えをお聞きします」についてではありますが、防災行政無線は、地震や洪水、原子力等の災害が発生した際に、住民全員に一斉に情報提供ができ、また、平成23

年2月に消防庁で整備した全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と連動し、弾道ミサイル情報、緊急地域速報など対処に時間的余裕のない事態に関する情報を瞬時に伝達することができるなどから、非常に有効であると考えております。町といたしましては、第5期仁木町総合計画実施計画（平成24年～26年度）において、平成25年度に実施設計、平成26年度に施工する計画としており、この計画どおりに平成25年度におきまして、防災行政無線実施設計委託料の予算を計上してまいります。なお、本町におきましては、屋外拡声子局及び各家庭への戸別受信機を設置する計画としております。以上でございます。

○議長（水田 正）山下君。

○5番（山下敏二）新年度より着手するとの答弁をいただきました。安堵しました。町民の皆さんも、さぞ安心されることと思います。新年度から着手ということでもありますから、平成25年度に現地調査をして設計を上げる、26年度に工事に着手をするという流れになろうと思います。いわゆる2年継続事業であります。町長の任期が来年春満了を迎えます。首長職、私は長いこと横の位置から首長の仕事というのを見てきましたけれども、誠に厳しく、責任の重い役職であります。まさに激職であると言っても良いのではないかと思います。最近、私のところに三浦町長の首長としての行政手腕を高く評価するとの町民の人たちからの声が届いております。そこで単刀直入にお伺いをします。町長は3期目、4年の任期が来年の春、正確には平成25年5月12日任期満了の日を迎えます。町長は4期目に向かって立候補されるお考えはありますか。町長のお意思をお聞きします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）只今の山下議員の質問にお答えをしたいと思います。ご案内のとおり町長も議員の皆さんも政治家でありますから、政治家が進退、とりわけ現職を退くなどの発言というのはですね、まさに求心力、こういったものはもちろんのこと、政治生命も終焉を迎えたと同様に捉えられております。しかしながら、私の思いは固まっておりますので、結論から申し上げたいと思いますが、私は明年5月12日の3期12年の任期満了をもちまして、潔く引退をし、後進に道を譲りたいと考えてございます。実質的に私の、私が町長を仰せつかる時ですね、選挙期間が23日間であったことを考えますと、1日も早く進退について表明をしてあげることが、次に意欲を持って出馬を予定している人にとってはですね、大切であるというふうに経験者として以前から考えておりました。選挙が明年の4月中旬、もしくは4月下旬と想定いたしましても、これから約4か月間ありますので十分に準備ができますし、財政運営に強い意欲がある方もですね、町政運営に強い意欲のある方も、名乗りを上げやすい環境となるはずでございます。今期をもって引退する理由というのは多々あるわけではありますが、本日はこれ以上のことは申し上げませんが、仁木町がまさに安定期に入ったと言っても過言でない状況になったことは事実でありますから、どなたが町長をされても、財政的には大丈夫であるというふうに、私は考えているところでございます。以上です。

○議長（水田 正）山下君。

○5番（山下敏二）財政のプロと言われた男、仁木町の隅から隅まで知り尽くしている三浦町長が、次期立起しないとのことでございます。誠に私としては残念です。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（水田 正）以上で、一般質問を終わります。

日程第10 議案第1号

平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（水田 正）日程第10、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』でございます。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正を謳ってございまして、歳入歳出それぞれ1270万円を追加いたしまして、予算の総額を33億9142万9000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、岩佐財政課長より詳細について説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第1号『平成24年度余市仁木町一般会計補正予算（第4号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款、分担金及び負担金から20款、諸収入まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1270万円を追加し、補正後の歳入合計額を33億9142万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、議会費から3ページの13款、諸支出金まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1270万円を追加し、補正後の歳出合計額を33億9142万9000円とするものでございます。

次に、5ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金が1038万5000円の増、その他財源が17万5000円の減、一般財源が249万円の増となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。歳入でございます。12款、分担金及び負担金、1項、負担金、4目、教育費負担金につきましては、額の確定により2000円を減額するものでございます。

次に8ページ、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金785万3000円の追加につきましては、障害福祉サービス費増額に伴う国庫負担金の追加でございます。2目、衛生費国庫負担金32万7000円の減額につきましては、国民健康保険基盤安定負担金交付申請額に基づく減額でございます。2項、国庫補助金、4目、教育費国庫補助金につきましては、要保護児童及び要保護生徒援助費補助金の交付決定額3万8000円を追加するものでございます。

次に9ページ、15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金につきましては、2節、後期高齢者負担金保険基盤安定分の額の確定により21万9000円の追加、5節が障害福祉サービス費増額に伴う道負担金392万6000円の追加でございます。2目、衛生費負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に基づき、137万1000円を減額するものでございます。3項、道委託金、1目、総務費委

託金につきましては、住宅統計調査費委託金及び母子保健法事務委託金のそれぞれの額の確定に基づき、計1万1000円を追加するものでございます。3目. 土木費委託金につきましては、余市川樋門管理委託金の額の確定に基づく3万6000円の追加でございます。

次に10ページ、16款. 財産収入、1項. 財産運用収入につきましては、財政調整基金、減債基金、土地開発基金、それぞれの預金利子合計6万2000円の減額でございます。

次に11ページ、17款. 1項. 寄附金につきましては、11月までの一般寄附金総額が72万円となったことから、当初予算の1万円に71万円を追加するものでございます。なお、同額をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

次に12ページ、20款. 諸収入、5項. 4目. 雑入につきましては、余市川土地改良区総代選挙が無投票だったことによる減額及び北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の平成23年度分精算に伴う還付金の増により計166万9000円を追加するものでございます。

続きまして、13ページ、歳出でございます。1款. 1項. 1目. 議会費につきましては、旅費、需用費、使用料及び賃借料、それぞれの執行残、計104万円を減額するものでございます。

次に14ページ、2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、2節. 給料から、15ページの4節. 共済費までが人事異動等によるもの、8節. 報償費は執行残、12節. 役務費と13節. 委託料につきましては、次年度新規採用職員の増員に係る経費の追加で、合わせて45万7000円の減額でございます。

次に16ページ、2目. 交通安全推進費、15節. 工事請負費につきましては、区画線設置工事の執行残1万3000円の減額でございます。9目. ふるさとづくり事業費72万円の追加につきましては、ふるさと振興基金に寄附金を積み立てるものでございます。2項. 徴税費、1目. 税務総務費につきましては、給料5000円及び共済費1000円が1月1日付け昇給に伴う追加。23節. 償還金利子及び割引料につきましては、過年度分の所得税が減額となる確定申告に伴い、個人住民税の還付金が発生したため76万8000円を追加するものでございます。3項. 戸籍住民登録費、次のページにまいりまして、1目. 戸籍住民登録費につきましては、執行残4万8000円の減額でございます。4項. 選挙費、2目. 余市川土地改良区総代選挙費につきましては、無投票であったことに伴う関係経費の執行残10万8000円の減額でございます。

次に18ページ、5項. 統計調査費、4目. 住宅統計調査費2000円につきましては、指導員報酬の追加でございます。

次に19ページ、3款. 民生費、1項. 社会福祉費、2目. 老人福祉費につきましては、延伸回復による給料共済費の追加、8節. 報償費は執行残、19節. 負担金補助及び交付金は、後志広域連合負担金36万4000円の増で、合わせて10万5000円を追加するものでございます。

次に20ページ、4目. 心身障害者特別対策費、20節. 扶助費につきましては、障害福祉サービス利用者の増や報酬単価の増により1608万4000円を追加するものでございます。5目. 国民年金事務費38万7000円につきましては、給料及び共済費が延伸回復による追加、19節. 負担金補助及び交付金につきましては、国民年金システム改修費の追加でございます。6目. 後期高齢者医療費、19節. 負担金補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金は、平成23年度負担金精算に伴う685万円の減額、28節. 繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金3万5000円の減額は、保険基盤安定分額の確定による増及び広域連合共通経費精算に伴う減によるものでございます。

次に21ページ、2項、児童福祉費、3目、母子福祉費につきましては、ひとり親家庭等医療費給付事務取扱手数料の増に伴う2万8000円の追加でございます。

次に22ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、19節、負担金補助及び交付金として、余市協会病院救急医療体制維持補助金265万1000円を新たに追加するものでございます。28節、繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金742万8000円の追加でございます。4目、環境衛生費につきましては、委託料及び工事請負費、それぞれの執行残合計87万9000円を減額するものでございます。

次に23ページ、5目、上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計繰出金を665万7000円減額するものでございます。

次に24ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、延伸回復に係る給料、共済費計3000円の追加でございます。3目、農業振興費につきましては、北海道土地改良事業団体連合会特別賦課金1万4000円を新たに追加するものでございます。5目、山村振興施設費につきましては、委託料及び工事請負費の執行残179万7000円の減額でございます。25ページにまいりまして、7目、農用地再編開発事業費につきましては、フルーツパークにきのボイラー設備修繕に係る指定管理委託料41万1000円を追加するものでございます。

次に26ページ、8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、職員の扶養手当等の減に伴い、6万2000円を減額するものでございます。2目、土木機械管理費は、役務費の執行残1万9000円の減額でございます。

次に27ページ、2項、道路橋りょう費46万7000円の減額、次ページ、28ページの3項、河川費3万9000円の減額につきましても、すべて執行残を減額するものでございます。

続きまして、29ページ、10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費54万6000円の減額につきましては、2節、給料から4節、共済費までが人事異動に伴う追加、13節、委託料から、次ページ、30ページの21節、貸付金までは、執行残を減額するものでございます。2項、小学校費、1目、学校管理費39万6000円の減額につきましても、12節、役務費から32ページの19節、負担金補助及び交付金まで、すべて執行残を減額するものでございます。

32ページ、2目、教育振興費、8節、報償費につきましては、卒業記念品の単価値上がりに伴う9000円の追加、18節、備品購入費は執行残5万1000円を減額するものでございます。3項、中学校費、1目、学校管理費85万8000円の減額につきましては、12節、役務費から、34ページ、19節、負担金補助及び交付金まで、すべて執行残でございます。2目、教育振興費は財源内訳の変更でございます。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費は、すべて執行残、計9万9000円の減額でございます。35ページ中ほど、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費につきましては、全道・全国大会参加選手の増に伴う参加報償費6万2000円の追加でございます。2目、体育施設費10万5000円の減額につきましては、7節、賃金から、36ページ、13節、委託料まで、すべて執行残でございます。

次に、37ページでございます。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費は、利子積立金6万4000円を減額、2目、減債基金費につきましては、利子積立金を含め予算調整により461万5000円を積み立てるものでございます。4目、土地開発基金費につきましても、利子積立金3000円を減額するものでございます。

39ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）22ページの衛生費でちょっとお伺いします。余市協会病院の救急医療体制の維持補助金ということで265万1000円出ております。これは、この近くに救急医療という体制が整えない中、余市協会病院さんをお願いして依存しているのは重々承知であります。ですが、最近、失礼な話ではございますけれども、ちょっと評判の方が落ちているような気がいたします。病院がない、仁木の町の中にも病院さんがありますけれども、内科専門医ということで、どうしても救急の場合は、余市協会病院さんに救急車は転送します。しますけれども、失礼な話、待ち受けるお医者さんがなかなかきちんと揃ってない、いないという体制がここずっとですね、言われております。やはりですね、医療体制に対しての補助金というのは、名目はわかるんですけども、もう少し出している以上はですね、協会病院さん側にですね、医師の確保、やはりきちんとしていただければ、誠に申し訳ないんですけども、転送が転送を呼んで、余市素通りしなきゃならない事態がくるんじゃないかなって、何か最近このところですね、しょっちゅうそういう話聞かれます。その辺、補助金という形ですね、補助している町側、協会病院さんの方ですね、どのような体制を整えてくれというような話し合いをしているのかどうか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（水田 正）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）私の方から一応、ご説明をさせていただきたいと思っております。横関議員の部分ですけども、行政報告の中にもありまして、行政報告の中でもいたしましたけども、副町村長の会という部分が、今年の9月10日に行われました。それで今年3年度目ということで、会計的には協会の21年度決算、22年度決算、23年度決算部分で、今回がご提案申し上げているのは、23年度分の決算に対しての財政支援という部分でございます。これに関してはですね、色々と副町村長の会の方でも議論をしている部分、3年連続議論していますけども、社会事業協会余市病院としてはですね、経営改善と課題ということで、資料が提出されてございます。その中で多少触れますと昨年の5月からですね、入院基本料を10対1の看護から7対1の看護としたと、要するにいただくお金を高くしたと言ったら失礼ですけども、診療報酬を上げたという部分でなっております。それと人件費のカットをしております。年末賞与の方も0.25か月カットしている。あと看護師対策の部分でも奨学金を増額したりですね、看護師の育成を図っているもので、病院としてもですね、色々と種々節減を図りながら病院の改善を図っている部分でございます。また、電気料もデマンド賃による部分でやっているとかですね、医療機器の賃貸料を削減したりとか、努力はしているという部分でございまして、その部分で副町村長の会の中でもですね、ここまで努力しているのであれば、更なる経営改善の努力望みますけども、今年も2500万の赤字なので、その部分の応分の負担ということで、北後志5か町村で負担をするとなった部分でございます。今後におきましてもですね、協会病院の方には、経営改善努力ということで申し込んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）今の副町長の答弁はわかります。山麓の方の大きい病院も余市の病院と同じような状況だということで、山麓方面各町村のですね、大きい病院がそれこそ本当に経営大変だと思います。私は

経営の面から言っているのは、別に肅々とですね、経費を削減してやれと言っているんじゃないんです。やはり余市協会病院の中見ますとですね、本当に機械設備、本当にどこにも負けないようなすごく良い機械が入っているのは、もう重々承知しております。ただ、あまりここで、あまり本会議でこういうことを申してどうかなと思うんですけども、やはりそれをきちんと見立てれるお医者さんをですね、やはり要請してほしい。経営がどうのこうのでないんですよ。やはり経営努力するのは当たり前なんですけども、やはりそういう医療の機械が良いものが入っているんですけども、それを見れる先生をどんどん増やしてほしい。そうすると、やはりおのずから患者も増えるんでないかなという気はするんですね。確かにこの管内の人は皆、機械に対してはものすごく良いの入っていると褒めています。それはもう確かです。ただ、それを見る、見る人がいない。その辺の改善をですね、やはりしてほしいなという思いがですね、本当にこの管内の人から声が上がっているんですよ。経営の良い悪いは別にして、やはりその辺ですね、経営の問題もありますかもしれませんが、やはりそういった中の話し合いもですね、そういった部分をですね、少々織りまぜながらですね、できれば改善していただけるような方向性で、ひとつ町側の方からもですね、努力してお話し合いをしていただきたいとかように思います。いっぱい言いたいこと、いっぱいあるんですけども、あまりこういうところで申し上げると、また色々間違いとか、行き違いがあったら困るので、この辺にしておきますけれども、その辺ですね、余市協会病院とですね、色々な主になるような話をしたいとかように思います。いかがでしょうか。

○議長（水田 正）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）先程申し上げましたけども、協会病院としても種々改善は行っている。ただ、あと今、医師の部分でございますけども、常勤の医師がですね、資料で見ますと18年度が11名で、現在、24年度になりますと23年度で7名というふうに減ってきて、この理由はですね、医師の臨床研修制度の影響があって大学医局の医師が減少している。そのために派遣先である大学からの支援が得られなくなった。更に研修医の都市部の偏在傾向により地方病院の医師確保が困難な状況である。医師が減ってきていて、なおかつ、横関さん言われたように医師の資質がどうなのかという部分で問われたと思いますけども、その辺私もよくわかりませんが、どういう部分が資質になっていくのか、ちょっと私も医者でないのでなかなか難しいんですけども、病院としては、資質の向上はもちろん、それは医院長なりがきちんとやらしてもらえらと思いますけれども、こういう意見があったということではですね、会議の機会にですね、事務局としてこういう意見がありましたので努力してくださいということは、お伝えしたいと思っております。なお、今、余市協会病院はですね、北後志の二次救急医療病院ですので、それは指定されているわけですから、必ず行わなければならない、救急は扱わなければならないと決まっております。それで昨年ですと、23年度に予算計上している部分で言いますと、全体で救急医療がですね、2500万の赤字で患者が2886人だった。2886人。仁木だけで言いますと306人の方がですね、他町村の方も多少入っているんで仁木単純にいくとそうはなりませんけども、306人の方が夜間・救急で協会病院に行っているという部分でございます。それに対して、今、265万1000円の部分での補正をお願いしたいという部分でございます。なくてはならない病院ですけども、更に、今、横関議員が言われました医師の部分ではですね、資質の向上という部分では、事務会議の中で申し上げていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（水田 正）他に、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第11 議案第2号

平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（水田 正）日程第11、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第2号でございます。『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』。平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1330万5000円を追加いたしまして、予算の総額を2億4705万2000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているものでございます。平成24年12月19日提出、仁木町長三浦敏幸。

詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税と4款、繰入金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1330万5000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億4705万2000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額1330万5000

円を追加し、補正後の歳出合計額を2億4705万2000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から5款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、一般財源が1330万5000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1節、医療給付費分、現年課税分が437万円の増、2節、後期高齢者支援金分、現年課税分が126万5000円の増、3節、介護給付金分、現年課税分が7万6000円の減と、それぞれの収入見込み額の増減により計555万9000円を追加するものでございます。2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節から3節までのそれぞれの収入見込み額の増により31万8000円を追加するものでございます。

次に、6ページでございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、保険基盤安定繰入金が226万5000円の減額、2目、一般会計繰入金は969万3000円を追加するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、4節、共済費の不足分8000円の追加、2目、広域連合負担金は、後志広域連合負担金の平成23年度精算及び平成24年度補正額の決定に伴い、分賦金不足額1329万7000円の追加でございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号

平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（水田 正）日程第12、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸） それでは、議案の第3号でございます。『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』。平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ616万6000円を減額いたしまして、予算の総額を9億8265万8000円とするものでございます。第2項につきましては、補正は歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成24年12月19日提出、仁木町長三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正） 岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹） 議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と5款、諸収入をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計616万6000円を減額し、補正後の歳入合計額を9億8265万8000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費と2款、施設費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計616万6000円を減額し、補正後の歳出合計額を9億8265万8000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、その他財源が47万9000円の増、一般財源が664万5000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、665万7000円を減額するものでございます。

次に、6ページでございます。5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、目を新設いたしまして、2目、加算金1万2000円を追加してございます。これは消費税還付加算金でございます。3項、1目、雑入につきましては、消費税等還付金の増及び道道仁木赤井川線改良工事に係る支障物件移転補償金合わせて47万9000円の追加でございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費486万円の減額につきましては、10月1日付人事異動に伴い、それに係る2節、給料から、8ページの19節、負担金補助及び交付金までを減額するものでございます。

次に9ページ、2目、維持管理費につきましては、3業務の委託料及び水道メーター取替工事請負費のそれぞれの執行残、合わせて129万6000円を減額するものでございます。

次に、10ページでございます。2款、1項、施設費、3目、配水管移設事業費につきましては、道道仁木赤井川線改良工事に係る水道管移設工事請負費の執行残1万円を減額するものでございます。

11ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で、説明を終わり

ます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）9ページの漏水調査委託料とあります。この委託料で聞きたいわけじゃないんですけども、この漏水でちょっと聞きたいんですけども、先達で中線の方です、漏水がありまして、近くでしたのでちょっと現場見させていただきましても、何年前に本管から引き込み線使ったところか、ちょっとわからなかったんですけども、その漏水しているのがですね、本管から塩ビの管で口が行っているんですよね、塩ビ管。それで今だったらたぶんとってもじゃないけど考えられないと思うんですけども、果たしてこの塩ビ管でつながれている本管から支線までの引っ張りですか、これかなりあるものなのかと思うんですけども、ちょっと古いのかと思うんですけどもね、それは本当に使われているのであれば、これからどんどん管がですね、たぶん破損されていくと思うんですけども、これうちの町の水道事業です、本管から引き込み線、本当にこれ町が認めて塩ビ管みたいなものを使ってやっているのかどうか。たぶんあれだったらこれからどんどん本管からですね、個人の住宅に引っ張る管、かなり漏水が出るじゃないかなと思うんですけども、今現在その引き込み線なんかを使う管というのは、どういう管が使われているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）漏水の関係でありますけども、塩ビ管はですね、町道のもので、本管にもですね、昔は使っておりました。それで漏水の原因といういたしましては、メーターの手前にですね、メーターを止める、水を止めるバルブがありまして、地中に埋まっていますけども、そのパッキンがですね、昔のパッキンは石綿管で、石綿でできるものですね、劣化しましてすき間が出て、そこから漏水するというのがですね、ほとんどの原因であります。今の止水栓のパッキンはですね、ゴムパッキンということで、劣化がしづらいということでありまして、ほとんどの住宅のもので、漏水調査した関係では、止水栓からですね、漏水をしているということで、それが今年度漏水した結果15か所ありまして、それを直しまして、時間あたりですね、約5トンの漏水を解消したということでありまして。それで、今、塩ビ管でなくて、ポリエチレン管って黒い管がですね、主流で使われております。以上であります。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）今使っているのは、品物が違うということではわかるんですけども、これ漏水、要はこの間見て来たのは、本管からの取水をとっていくところの付け根だったと。それでよく見てみると塩ビ管が使われていました。それでですね、多分メーター行くまでの工事というのは、町が見るんだと思うんですけども、その辺、どの程度塩ビが使われていたかという状況は、まだ、まだと言ったらおかしいんですけども、状況というのはわからないんですよね。これからどんどん塩ビ管というのは、たぶん、たぶん出でくると思うんですけども、大部分が塩ビ管で使われているのかどうか。その辺、ちょっとわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）はっきりとした数値はわかりませんが、もう10年～20年前のもので、住宅を建築された住宅がですね、ほとんどその塩ビ管をですね、使用していたと思います。塩ビ管の方がやっぱり値段的に安いものから、ポリエチレン管はですね、最近になってですね、出てきておりますので、

10年から20年ぐらい前の、以前のですね、住宅の給水に関しては、給水管に関しては、ポリエチレン管でなくて塩ビ管を使用していると思います。数はちょっと確認できませんのですみません。本管からですね、住宅までは個人がですね、設置しまして、設置した分ですね、検査しまして、それ以降に町にですね、帰属してもらうということになっていますので、本管からのですね、設置は個人さんがですね、設置するものですから、そこまではちょっと確認できておりません。

○議長（水田 正）他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号

平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（水田 正）日程第13、議案4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議案の第4号でございます。『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』。平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ18万円を追加いたしまして、予算の総額を6250万2000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。

詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と6款、広域連合支出金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計18万円を追加し、補正後の歳入合計額を6250万2000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費と2款、後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計18万円を追加し、補正後の歳出合計額を6250万2000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、その他財源が21万5000円の増、一般財源が3万5000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目、事務費繰入金が、北海道後期高齢者医療広域連合共通経費精算に伴い32万7000円の減額、2目、保険基盤安定繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金の額の確定に伴い29万2000円を追加するものでございます。

次に、6ページでございます。款を新設いたしまして、6款、広域連合支出金、1項、広域連合交付金、1目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、事業実施に伴い歳出と同額の21万5000円を追加するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費21万9000円の追加につきましては、2節、給料から4節、共済費までが延伸回復に係る追加及び高齢者医療制度円滑化運営臨時特例交付金事業実施に伴う消耗品費15万5000円と、コピー使用料6万円を追加するものでございます。

次に、8ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金3万9000円の減額につきましては、平成23年度事務費精算に係る事務費負担金の減額によるものでございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号

仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について

○議長（水田 正）日程第14、議案第5号『仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第5号でございます。『仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について』。仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、担当であります門脇住民課長より説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉晴）それでは、議案第5号『仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例制定』について、ご説明申し上げます。条例制定の背景につきましては、平成22年閣議決定された地域主権戦略大綱を基に、一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないと規定されており、その技術管理者の資格の基準は政令で定められております。この技術管理者の資格基準が第二次一括法により改正され、市町村が定める条例に委任することとなったことから、技術管理者の質が低下しないように考慮し、政令で定められている資格基準を参考にし、条例を制定するものです。現在、仁木町に設置している一般廃棄物処理場については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に基づき建設、設置されていることから、特殊な施設ではなく、国が定めている基準と同程度の知識と経験があれば管理は可能でありますので、国の基準を準用し、この条例を制定するものであります。

1ページをお開きください。ここにあります第1条、趣旨であります、「この条例は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定に基づき、町が設置する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるために置く技術管理者の資格基準について定めているもの」です。

続きまして、第2条につきましては、「第21条第3項に規定する条例に定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする」でありますので、1ページから2ページに書かれています、第1号から第11号で定められているものとなります。以下、附則につきましては、この条例は、平成25年4月1日から施行となります。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。横関君。

○8番（横関一雄）1点だけお聞かせください。これは町の職員が持っているんですか、それともこれから委託する業者に持たせるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉晴）結論から申しますと、町の職員が資格を持っております。この廃棄物処理施設技術管理者資格取得者でございますけれども、本町においては、現在、5名の者が取得しております。これ

につきましては、施行規則の第17条第4号の中で「講習などを受講し試験に合格したため、知識及び技能を有する者と認められる者」により資格を取得しております。住民課には現在3名おまして、環境衛生係で1名、その他前に住民課におりました職員の方2名、合わせあわせまして5名が現在資格を有しておりますので、この町の職員が資格を有して管理をするというものでございます。以上です。

○議長（水田 正）他に、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号

仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について

○議長（水田 正）日程第15、議案第6号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第6号でございます。『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について』。仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましては、担当の林建設課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第6号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定』につきまして、ご説明いたします。条例制定の背景であります、地域主権一括法によりまして、水道法が改正されたことに伴い、町が水道施設の新設、増設、改造を行う場合に、技術的な監督を行う布設工事監督者が、どのような工事にあたるのかという基準及び水道施設を設置するにあたって必ず置かなければならない水道技術管理者の基準を、町の条例で定めなければならないこととなっております。条例制定の考え方につきましては、町が設置している水道施設は、国が全国一律で定めている基準と同じ程度の知識と経験がある布設工事監督者と水道技術管理者であれば監督・管理はできるものと考えております。

条例文の1ページをお開き願います。第2条につきましては、布設工事監督者を配置する工事の条項でありまして、水道法第3条第8項に規定されております取水、貯蔵、導水、浄水、送水施設及び配水施設の新設又は、第2条第1号及び第2号に定められております施設の増設若しくは大規模の改造に係る工事となっております。第3条につきましては、布設工事監督者が有すべき資格の条項でありまして、第1号から次ページの第8号までとなっております。第4条につきましては、水道技術管理者が有すべき資格の条項でありまして、第1号から第6号までとなっております。附則につきましては、施行期日を定めたものでありまして、平成25年4月1日から施行するものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号

仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第16、議案第7号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第7号でございます。『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町営住宅管理条例（平成9年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましても、担当であります林建設課長より詳細について、ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第7号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例』につきまして、ご説明いたします。条例改正の背景であります、地域主権一括法によりまして、公営住宅法が改正されたことに伴い、入居者の資格のうち入居に関する収入基準について、町の条例で定めなければならないこととなっております。条例改正の考え方につきましては、収入基準額については、改正された公営住宅法施行

令に示された額25万9000円の範囲内で、現行の収入基準額であります15万8000円を引き下げることや、引き上げることができるようになっております。北海道の取りまとめによりますと、現在、検討中としている市町村は一部あるものの、他の市町村のほとんどは北海道の取り扱いと同じく、現行の収入基準額15万8000円を継続することとなっております。本町におきましても、公営住宅は低所得者のために整備する住宅であることから、現行の収入基準額15万8000円としております。なお、子育て世帯につきましては、経済的負担の軽減及び居住の安定並びに団地内の世帯構成の多様化を図る必要があることから、現行の「小学校就学前の子のいる世帯」を「中学校修了までの子のいる世帯」に拡大して、義務教育の子のいる世帯の収入基準を緩和し、新規入居の窓口が広がるように、管理条例施行規則を改正することとしております。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が現行の条例となっております。左側が改正後の条例となっております。第6条の入居者の資格につきましては、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者を公営住宅法施行令で定めていますが、これを仁木町営住宅管理条例施行規則で定めるものであります。また、規則で定めます60歳以上の者、身体、精神、知的障がい者等及び被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等についても、暴力団員でないことが入居者の資格の条件となるため、第4号を加えたものであります。第6条第2号の収入基準額につきましては、公営住宅法施行令で定めておりますが、公営住宅は低所得者のために整備する住宅でありますので、現行の収入基準額としたものであります。

次ページをお開き願います。第37条の新たに整備される町公営住宅への入居の条項につきましては、公営住宅法の建替計画に関する一条項が追加されたため、第6項を第7項に改めたものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものでありまして、公布の日から施行するものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号

仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第17、議案第8号『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第8号でございます。『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町防災会議条例（昭和37年仁木町条例第16号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、担当であります鈴木企画課長より説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）それでは、議案第8号『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。制定の趣旨でございますが、仁木町防災会議条例で規定しております委員を、1名追加したいというものでございます。そのために条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

新旧対照表をお開き願います。右側が現行条項、左側が改正後の条項となっております。第3条第5項で規定する委員のうち、第3号の「北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者」についてであります。同条第6項で2人と規定し、仁木町内の地域と密着し、地域に駐在しております、仁木駐在所所長と銀山駐在所巡査部長の2人を町として任命しております。昨年の東日本大震災を受けまして、この度、余市警察署の方から、仁木町地域防災計画の中の災害警備計画において、町長は必要に応じて、北海道警察札幌方面余市警察署長の応援の要請を行うものとしており、広域的な観点からも北後志地域を所轄する余市警察署長を仁木町防災会議委員に追加していただきたい旨の申し出がございました。そのため、2人から3名としたいというものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございまして、この条例は公布の日から施行することとしたいというものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第9号 仁木町道路線の認定について（銀嶺1号線）**日程第19 議案第10号 仁木町道路線の認定について（銀嶺2号線）**

○議長（水田 正）日程第18、議案第9号『仁木町道路線の認定について（銀嶺1号線）』及び日程第19、議案第10号『仁木町道路線の認定について（銀嶺2号線）』以上、2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第9号、『仁木町道路線の認定について』。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。整理番号156番。路線名・銀嶺1号線。起点・仁木町銀山3丁目1番1地先、終点は仁木町銀山2丁目459番地1地先でございます。延長は176.87m。幅員は8.5m、13.00mでございます。主な経過地といたしましては、道道仁木赤井川線、町道銀小線でございます。

引き続きまして、議案の第10号でございます。同じく、『仁木町道路線の認定』でございます。議案9号と同様でございます。記といたしまして、整理番号は157。路線名・銀嶺2号線。起点・仁木町銀山2丁目459番地1地先、終点は仁木町銀山2丁目448番地先でございます。延長は132.32mで、幅員は10.50m、19.20mでございます。主な経過地につきましては、第9号と同様、道道仁木赤井川線と町道銀小線でございます。この2件につきまして、ご提案申し上げます。

なお、詳細につきましては、林建設課長より説明申し上げますので、認定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第9号『仁木町道路線の認定』につきまして、ご説明いたします。銀嶺1号線の認定についてであります。仁木町道路線の認定につきましては、道路法の規定に基づき、路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないこととなっておりますので、本定例会に上程しております。銀嶺1号線につきましては、道道仁木赤井川線から町営住宅ぎんれい36A棟前を通り、町道銀小線と交差をして、銀山武道館と仁木町児童館前を通る路線となっております。地域住民に密接に関わる道路であります。路線名につきましては、路線前の町営住宅の団地名に「ぎんれい」の名称を用いていることから、「ぎんれい」を漢字で表しまして、銀嶺1号線としております。左側から整理番号、路線名、起点・終点、延長、幅員、主要な経過地を記載しております。

次ページをお開き願います。道路認定位置図であります。認定箇所につきましては、赤色で塗られております。周辺には町営住宅、銀山武道館及び仁木町児童館が建設されております。

次ページをお開き願います。道路認定配置図となっております。黄色で塗られている箇所が車道で、緑色で塗られている箇所が歩道であります。

続きまして、議案第10号『仁木町道路線の認定』につきまして、ご説明いたします。銀嶺2号線の認定についてであります。銀嶺2号線につきましては、道道仁木赤井川線から町営住宅ぎんれい36B棟・ほたる4の前を通り、町道銀小線に連絡する路線となっております。地域住民に密接に関わる道路であります。左側から整理番号、路線名、起点・終点、延長、幅員、主要な経過地を記載しております。

次ページをお開き願います。道路認定位置図であります。認定箇所につきましては、赤色で塗られております。周辺には町営住宅、仁木町児童館及び銀山小学校が建設されております。

次ページをお開き願います。道路認定配置図となっております。黄色で塗られている箇所が車道で、

緑色で塗られている箇所が歩道であります。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）一括議題2件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第9号『仁木町道路線の認定について（銀嶺1号線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町道路線の認定について（銀嶺1号線）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町道路線の認定について（銀嶺1号線）』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号『仁木町道路線の認定について（銀嶺2号線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町道路線の認定について（銀嶺2号線）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町道路線の認定について（銀嶺2号線）』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第11号

後志広域連合規約の変更するための協議について

○議長（水田 正）日程第20、議案第11号『後志広域連合規約の変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第11号でございます。『後志広域連合規約の変更するための協議について』。地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と、後志広域連合規約を、別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。平成24年12月19日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、担当であります土井ほけん課長より詳細について説明を申し上げますので、ご審

議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）議案第11号『後志広域連合規約の変更するための協議』について、ご説明いたします。変更の趣旨を説明いたします。この変更は、介護保険事業に要する経費のうち、地域支援事業に要する経費における負担割合の変更です。地域支援事業に要する経費のうち、包括的支援事業、任意事業に要する経費は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令で定められた負担割合により、第2号保険者を除き、第1号保険者、国、道及び市町村が負担することとされています。平成23年12月に同政令が改正され、平成24年度から平成26年度までの負担割合が、第1号被保険者21%、国39.5%、道が19.75%、市町村19.75%に変更となりました。この変更に伴い、広域連合規約に規定する負担割合の率の変更を行い、平成24年度からの町村負担額に適用するものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。右側が現行で、左側が変更案であります。別表2、(3)、②地域支援事業に要する経費の中の下線部分で、「20%」を「19.75%」に変更するものです。

改正文の附則は、施行期日の定めであり、この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届け出を受理した日から施行するというものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『後志広域連合規約の変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『後志広域連合規約の変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時52分

再 開 午後 2時15分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第21 発委第1号

仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定

○議長（水田 正）日程第21、発委第1号『仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。山下議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山下敏二） それでは、私の方から条例改正の趣旨説明を行います。

別冊議案書の12ページでございます。発委第1号『仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定』。仁木町議会委員会条例（昭和62年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、提出者、仁木町議会運営委員会委員長 山下敏二。

それでは、一部改正に関わる改正趣旨の説明を行います。まず、本条例の一部改正に至りました経過について申し上げます。本件につきましては、本年8月に改正され、9月5日に公布されました地方自治法の一部改正に伴うものでありまして、地方自治法の一部改正において、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会関連の条文も改正され、一部を除き同日から施行されているところであります。議会関連の改正事項（内容）については、大きく分けて5点ありますが、そのうち、地方自治法の109条において委員会に関する規定の簡素化により、委員の選任や在任期間等については、条例で定めるものと規定されたため、所要の改正を行うこととして発委するものであります。

それでは、新旧対照表により改正条項の説明を申し上げます。14ページをお開き願います。左側欄第6条第1項、ただいま申し上げましたとおり、地方自治法で規定されていた常任委員会の所属義務を委員会条例で規定するため、「議員は常任委員となるものとする」を加えるものであります。左側欄同条第2項、委員の選任について規定するため、「常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する」を加えるものであります。左側欄同条第3項は、特別委員の選任と在任期間を規定するもので、「特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」を加えるものであります。同じく、同条第4項は、現在条例の第1項が繰り下がるものであります。施行期日につきましては、委員会に関する規定について、地方自治法施行日が、「公布から6カ月以内の政令で定める日」となっているため、「この条例は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行する」とするものであります。以上で、条例改正の趣旨説明を終わります。ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

山下議会運営委員会委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第22 発委第2号

仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定

○議長（水田 正）日程第22、発委第2号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。山下議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山下敏二）それでは、規則の改正の趣旨説明を行います。

別冊議案書の15ページでございます。発委第2号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』。

仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）の一部を改正する規則制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出。提出者、仁木町議会運営委員会委員長 山下敏二。

それでは、一部改正に関わる改正趣旨の説明を行います。まず、本規則の一部改正に至りました経過について申し上げます。本件につきましては、発委第1号同様、本年8月に改正され、9月5日に公布されました地方自治法の一部改正による地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保する目的から、委員会と同様に本会議においても、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、本会議規則の改正を行うこととして、発委するものであります。

それでは、新旧対照表により改正条項の説明を申し上げます。19ページをお開きください。左側欄、目次中において、第14章として公聴会（第115条～第120条）、第15章として参考人（第121条）を加え、現在規則の第14章以降を繰り下げるものであります。次に、本文第16条の改正については、地方自治法の改正により修正動議に関する条文の変更を行うもので、「法第115条の2」を「法第115条の3」に改めるものであります。また、本文第72条についても、同じく地方自治法の改正に伴い、「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めるものであります。続いて、第14章・公聴会を新たに規定するものです。朗読いたします。第14章．公聴会、（公聴会開催の手続）・第115条「議会が法第115条の2第1項の規定により、会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する」、第2項「議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する」。（意見を述べようとする者の申し出）・第116条「公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない」。（公述人の決定）・第117条「公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下、「公述人」という）は、前条の規定により、あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は本人にその旨を通知する」、第2項「あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない」。（公述人の発言）・第118条「公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない」、第2項「前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない」、第3項「公述人の発言が範囲を超え、又は公述人に不

穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席することができる」。(議員と公述人の質疑)・第119条「議員は公述人に対し、質疑をすることができる」、第2項「公述人は、議員に対して質疑をすることができない」。(代理人又は文書による意見の陳述)・第120条「公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りではない」とするものであります。

続いて、第15章・参考人について朗読いたします。第15章・参考人。(参考人)・第121条「議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する」、第2項「前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない」、第3項「参考人については、第118条(公述人の発言)、第119条(議員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する」とするものであります。第16章(会議録)から第19章(補則)及び第122条から第126条については、第14章(公聴会)及び第15章(参考人)の章及び条の追加により、現在規則の章、条を繰り下げるものであります。

施行期日につきましては、委員会条例と同様に、地方自治法の一部改正施行日が確定していない部分がありますので、「この規定は、公布の日から施行する。ただし、第72条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する」とするものであります。以上で、規則改正の趣旨説明を終わります。ご可決賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長(水田 正)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(水田 正)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

山下議会運営委員会委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(水田 正)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第2号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長(水田 正)「異議なし」と認めます。

したがって、発委第2号『仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 意見案第22号

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)の 開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

○議長(水田 正)日程第23、意見案第22号『患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の22ページです。意見案第22号『患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、提出者は私、住吉英子。賛成者は大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、23ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第22号『患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第22号『患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第23号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書

○議長（水田 正）日程第24、意見案第23号『次代を担う若者世代支援策を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の24ページです。意見案第23号『次代を担う若者世代支援策を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、提出者は私、住吉英子。賛成者は嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、25ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第23号『次代を担う若者世代支援策を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第23号『次代を担う若者世代支援策を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 意見案第24号

防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法） の制定を求める意見書

○議長（水田 正）日程第25、意見案第24号『防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の26ページです。意見案第24号『防災・減災体制を再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、提出者は私、住吉英子。賛成者は横関一雄議員です。意見書の内容につきましては、27ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第24号『防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第24号『防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第26 意見案第25号 メタンハイドレートの実用化を求める意見書

○議長（水田 正）日程第26、意見案第25号『メタンハイドレートの実用化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の28ページです。意見案第25号『メタンハイドレートの実用化を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、提出者は私、住吉英子。賛成者は大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、29ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第25号『メタンハイドレートの実用化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第25号『メタンハイドレートの実用化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第27 委員会の閉会中の継続審査

○議長（水田 正）日程第27、『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

山下議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第28 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（水田 正）日程第28、『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

上村総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、

閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時45分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

三浦町長から発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）平成24年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

水田議長、横関副議長はじめ、議員の皆様並びに中西代表監査委員、天野農業委員会会長、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長のご出席のもと、慎重な議案審査を賜り、すべての案件を提案どおりご決定いただき、厚く御礼を申し上げます。また、平成23年度各会計決算認定議案におきまして、一般会計をはじめとするすべての会計につきまして、ご認定をいただき心より感謝いたしております。本定例会におきまして、一般質問をはじめ審議の過程で議員各位から賜りました数々のご意見やご指導のありました事項につきましては、今後、十二分に調査研究を重ね、時宜を見て執行してまいる覚悟であります。

話は変わりますが、年末の恒例となっております今年の世相を1字で表す漢字は「金」でありました。応募総数は約26万票で、そのうち9156票を「金」が獲得したとのことであります。選考理由としては、金環日食などの天体ショーやロンドンオリンピックでのメダルラッシュのほか、高さ世界一の金字塔となったスカイツリーなどが挙げられておりました。ちなみに「金」は、シドニー五輪のあった平成12年にも選ばれており、同じ漢字が2回選ばれたのは初めてとのことであります。来年のことを言うと鬼が笑うなどとよく言われますが、政権与党による緊急経済対策の発動により、早期にデフレを脱却し、「金」、お金が国民の皆様のお手元に着実にかつ安定的に入ってくる社会の実現を願わずにはられません。町政に携わる者として、改めて、この「金」による景気の恩恵を実感できるよう、議会並びに関係機関、団体をはじめ、町民の皆様との協働のもと、これまでも増して精進してまいる所存であります。浅学非才な私でありましたが、議員各位をはじめ町民の皆様のおかげをもちまして、何とかこの1年を終えることができそうであります。重ねて厚く御礼を申し上げます。

結びに、これからの時節は北国特有の雪や寒さとの戦いの日々でもあります。水田議長、横関副議長をはじめ、議員各位並びに天野農業委員会会長、中西代表監査委員におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますご活躍されますよう、お祈り申し上げますとともに、希望に満ちた輝かしい巳年を迎えていただきたいと存じます。丁重なお審議に感謝を申し上げ、平成24年第4回定例会閉会にあたってのお礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（水田 正）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。平成24年第4回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午後 2時49分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成24年12月19日（1日間）
 （開会～午前9時30分／閉会～午後2時49分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	平成23年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H24. 12. 19	認 定
	平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 12. 19	認 定
	平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 12. 19	認 定
	平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H24. 12. 19	認 定
承認 第1号	専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）	H24. 12. 19	承認可決
承認 第2号	専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）	H24. 12. 19	承認可決
議案 第1号	平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	H24. 12. 19	原案可決
議案 第2号	平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	H24. 12. 19	原案可決
議案 第3号	平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	H24. 12. 19	原案可決
議案 第4号	平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	H24. 12. 19	原案可決
議案 第5号	仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について	H24. 12. 19	原案可決
議案 第6号	仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について	H24. 12. 19	原案可決
議案 第7号	仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	H24. 12. 19	原案可決
議案 第8号	仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について	H24. 12. 19	原案可決
議案 第9号	仁木町道路線の認定について（銀嶺1号線）	H24. 12. 19	原案可決

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第10号	仁木町道路線の認定について（銀嶺2号線）	H24. 12. 19	原案可決
議案第11号	後志広域連合規約の変更するための協議について	H24. 12. 19	原案可決
発委第1号	仁木町議会委員会条例の一部を改正する条例制定	H24. 12. 19	原案可決
発委第2号	仁木町議会会議規則の一部を改正する規則制定	H24. 12. 19	原案可決
意見案第22号	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書	H24. 12. 19	原案可決
意見案第23号	次代を担う若者世代支援策を求める意見書	H24. 12. 19	原案可決
意見案第24号	防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書	H24. 12. 19	原案可決
意見案第25号	メタンハイドレートの実用化を求める意見書	H24. 12. 19	原案可決